

北名古屋市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年5月2日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

スポーツ課及び会計課

対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月27日までの所管事務

実施期間 令和5年2月28日から令和5年3月27日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに関係職員から聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

スポーツ課及び会計課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜スポーツ課＞

主な所管事務は、スポーツ及びレクリエーション、体育施設、学校施設の開放、社会体育団体、スポーツ推進委員に関する事務である。

意 見

公共施設の使用料は、公共施設の使用料適正化計画に基づき、定期的に改定を実施している。一方、使用料減免は例外としてやむを得ない場合に限定されるものであるため、使用料の改定に合わせて見直しするなどし、適切な運用をしていただくとともに、その規定についても適切に管理されたい。

＜会計課＞

主な所管事務は、支出負担行為の確認、収入及び支出命令の審査、決算、現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、担保金及び寄託金の出納、収入証紙等の売りさばき及び保管、現金及び財産の記録管理、出納員、指定金融機関等に関する事務である。

契約事務について

決算書印刷を発注する際、執行伺書に積算書が添付されていなかった。また、支払金額は見積合わせの結果に基づいた正当な額であったが、請書に記載した契約金額が誤っていた。

契約事務について、適正な処理をすること。